

1 防災組織に関する資料

1-1 実施担当部署一覧表

第2編 災害予防計画

第1章 防災体制の整備

【平成27年3月1日現在】

頁	項目		実施担当課等		
16-21	第1節	総合的防災体制の整備	危機管理担当、秘書課	泉州南消防組合	関係機関
22-23	第2節	情報伝達体制の整備	危機管理担当、企画人権課、都市政策課、産業振興課、上下水道課	泉州南消防組合	
24-25	第3節	消火・救助・救急体制の整備	危機管理担当	泉州南消防組合	
26-29	第4節	災害時医療体制の整備	健康課	泉州南消防組合	関係機関
30-31	第5節	緊急輸送体制の整備	危機管理担当、総務課、都市政策課		関係機関
32-37	第6節	避難受入れ体制の整備	危機管理担当、税務課、福祉課、都市政策課、学事課、社会教育課	泉州南消防組合	関係機関
38-39	第7節	緊急物資確保体制の整備	危機管理担当、福祉課、健康課、生活環境課、上下水道課		関係機関
40-44	第8節	ライフライン確保体制の整備	企画人権課、上下水道課		関係機関
45	第9節	交通確保体制の整備	都市政策課、産業振興課		関係機関
46	第10節	地震防災緊急五箇年計画の推進	危機管理担当	泉州南消防組合	
47-49	第11節	避難行動要支援者体制の整備	危機管理担当、福祉課、健康課		関係機関
50	第12節	帰宅困難者支援体制の整備	危機管理担当		関係機関

第2章 地域防災力の向上

頁	項目		実施担当課等		
51-53	第1節	防災意識の高揚	危機管理担当、福祉課、指導課	泉州南消防組合	関係機関
54-56	第2節	自主防災体制の整備	危機管理担当	泉州南消防組合	関係機関
57	第3節	ボランティアの活動環境の整備	福祉課		関係機関
58	第4節	企業防災の促進	危機管理担当	泉州南消防組合	

第3章 災害予防対策の推進

頁	項目		実施担当課等		
59-63	第1節	都市の防災機能の強化	生活環境課、都市政策課、産業振興課、上下水道課、学事課	泉州南消防組合	関係機関
64-65	第2節	地震災害予防対策の推進	総務課、企画人権課、福祉課、生活環境課、都市政策課、産業振興課、上下水道課、こども課、学事課、社会教育課		関係機関
66-68	第3節	津波災害予防対策の推進	危機管理担当、都市政策課、指導課		関係機関
69-71	第4節	水害予防対策の推進	都市政策課、産業振興課、上下水道課		関係機関
72	第5節	土砂災害予防対策の推進	危機管理担当、都市政策課		関係機関
73-75	第6節	危険物等災害予防対策の推進	危機管理担当	泉州南消防組合	関係機関
76-77	第7節	火災予防対策の推進	危機管理担当、都市政策課	泉州南消防組合	関係機関
78	第8節	原子力災害予防対策の推進	危機管理担当		関係機関

第3編 災害応急対策

第1章 活動体制の確立

頁	項目		実施担当課等		
79-82	第1節	組織動員	危機管理担当、秘書課	泉州南消防組合	関係機関
83-84	第2節	自衛隊の災害派遣	危機管理担当		関係機関
85-89	第3節	広域応援等の要請・受入れ・支援	危機管理担当、秘書課	泉州南消防組合	関係機関
90	第4節	災害緊急事態	危機管理担当		関係機関

第2章 情報収集伝達・警戒活動

頁	項目		実施担当課等		
91-101	第1節	警戒期の情報伝達	危機管理担当、企画人権課、福祉課、都市政策課、産業振興課、上下水道課	泉州南消防組合	関係機関
102-105	第2節	警戒活動	危機管理担当、企画人権課、都市政策課、産業振興課、上下水道課	泉州南消防組合	関係機関
106-107	第3節	発災直後の情報収集伝達	危機管理担当、総務課、企画人権課、福祉課、健康課、生活環境課、都市政策課、産業振興課、上下水道課、こども課、学事課、社会教育課	泉州南消防組合	関係機関
108-110	第4節	災害広報	企画人権課	泉州南消防組合	

第3章 消火、救助、救急、医療救護

頁	項目	実施担当課等		
111-112	第1節 消火・救助・救急活動	危機管理担当	泉州南消防組合	関係機関
113-115	第2節 医療救護活動	健康課	泉州南消防組合	関係機関

第4章 避難行動

頁	項目	実施担当課等		
116-118	第1節 避難行動	全課	泉州南消防組合	関係機関
119-120	第2節 避難所の開設・運営	企画人権課、福祉課、健康課 生活環境課、学事課		関係機関
121-122	第3節 避難行動要支援者への支援	福祉課、健康課	泉州南消防組合	関係機関
123	第4節 広域一時滞在	危機管理担当、企画人権課		関係機関

第5章 交通対策、緊急輸送活動

頁	項目	実施担当課等		
124-125	第1節 交通規制・緊急輸送活動	総務課、都市政策課		関係機関
126-127	第2節 交通の維持復旧	都市政策課		関係機関

第6章 二次災害予防、ライフライン確保

頁	項目	実施担当課等		
128	第1節 公共施設応急対策	総務課、企画人権課、福祉課 生活環境課、都市政策課、 産業振興課、上下水道課、 こども課、学事課、 社会教育課	泉州南消防組合	関係機関
129-130	第2節 民間建築物等応急対策	都市政策課、学事課	泉州南消防組合	関係機関
131-133	第3節 ライフライン・放送の確保	上下水道課		関係機関
134	第4節 農水産業関係応急対策	産業振興課		関係機関

第7章 被災者の生活支援

頁	項目	実施担当課等		
135	第1節 オペレーション体制	危機管理担当		
136	第2節 住民等からの問い合わせ	企画人権課		関係機関
137-138	第3節 災害救助法の適用	危機管理担当		
139-142	第4節 緊急物資の供給	危機管理担当、上下水道課		

143-144	第5節	住宅の応急確保	都市政策課		
145-146	第6節	応急教育等	学事課、指導課、こども課		関係機関
147-148	第7節	自発的支援の受入れ	福祉課、会計課		関係機関

第8章 社会環境の確保

頁	項目		実施担当課等		
149-150	第1節	保健衛生活動	健康課、生活環境課		関係機関
151-152	第2節	廃棄物の処理	生活環境課		
153-154	第3節	遺体の処理及び埋（火）葬	住民課、生活環境課		関係機関
155	第4節	社会秩序の維持	企画人権課、産業振興課		関係機関

第4編 その他応急対策

頁	項目		実施担当課等		
156-160	第1節	海上災害応急対策	危機管理担当	泉州南消防組合	関係機関
161-163	第2節	航空災害応急対策	危機管理担当	泉州南消防組合	関係機関
164-166	第3節	鉄道災害応急対策	危機管理担当	泉州南消防組合	関係機関
167-169	第4節	道路災害応急対策	危機管理担当、都市政策課	泉州南消防組合	関係機関
170-173	第5節	危険物等災害応急対策	危機管理担当	泉州南消防組合	関係機関
174-177	第6節	高層建築物・市街地災害応急対策	危機管理担当	泉州南消防組合	関係機関
178-181	第7節	原子力災害応急対策	危機管理担当	泉州南消防組合	関係機関
182	第8節	その他災害応急対策	危機管理担当	泉州南消防組合	関係機関

第5編 災害復旧・復興対策

第1章 災害復旧対策

頁	項目		実施担当課等		
183-184	第1節	復旧事業の推進	全課		全関係機関
185-188	第2節	被災者の生活確保	福祉課、住民課、税務課、都市政策課		
189	第3節	中小企業の復旧	産業振興課		
190	第4節	農・漁業関係者の復旧支援	産業振興課		
191-193	第5節	ライフライン等の復旧	都市政策課、上下水道課		大阪府広域水道企業団

第2章 災害復興対策

頁	項目	実施担当課等		
194	第1節 町における復興に向けた取組み	全課		関係機関

1-2 防災関係機関通信窓口一覧表

1. 指定行政機関及び指定地方行政機関等

【平成27年3月1日現在】

機 関 名	通 用 窓 口	所 在 地	電 話 番 号		大阪府 防災行政無線番号
			昼 間	夜 間	
消 防 庁	応 急 対 策 室	東京都千代田区霞が関2-1-2	(直) 03-5253-7527	03-5253-7777	
大阪管区気象台	気 象 防 災 部 予 報 課	大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館	(直) 06-6949-6313	06-6949-6303	8-816-8930
大 阪 航 空 局	総務部安全企画 ・保安対策課	大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館	(直) 06-6949-6212	06-6949-6212	8-809-8920
関西空港事務所	総 務 課	泉南郡田尻町泉州空港中1	(代) 072-455-1300 (直) 072-455-1321	072-455-1321	
関西空港海上 保安航空基地	警 備 救 難 課	泉佐野市泉州空港北1	(代) 072-455-1236	(緊急) 072-455-4999	8-240-815-8900
岸和田海上 保安署		岸和田市新港町1	(代) 072-422-3592	(緊急) 072-422-4999	8-240-814-8900
陸上自衛隊 第3師団	第3部防衛班	兵庫県伊丹市広畑1-1	(代) 0727-81-0021 (内線) 3734・3735	0727-81-0021 (当直) 3301	8-823-8900
陸上自衛隊 第37普通科連隊	第 3 科	和泉市伯太町官有地	0725-41-0090	(昼間) 236・238 (夜間) 302	8-240-825-8900
近畿農政局 大阪地域センター	農 政 推 進 G	大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館	(代) 06-6943-9691 (直) 06-6941-9657		8-804-8900
岸和田労働基準 監督署	安 全 衛 生 課	岸和田市岸城町23-16	(代) 072-431-3939		
近畿地方整備局 大阪国道事務所	南 大 阪 維 持 出 張 所	泉大津市我孫子99-6	(代) 072-523-1051		
泉佐野公共 職業安定所		泉佐野市上町2-1-20	(代) 072-463-0565		

2. 府

機関名	通用窓口	所在地	電話番号		大阪府 防災行政無線番号
			昼間	夜間	
危機管理室	災害対策課	大阪市中央区大手前3-1-43	(代) 06-6941-0351 (直) 06-6944-6278	06-6944-6278	8-200-4880 (夜間) 8-200-4887
岸和田土木事務所	地域支援 ・企画課	岸和田市野田町3-13-2	(代) 072-439-3601	072-439-3601	8-303-8910
泉州農と緑の 総合事務所	地域政策室	岸和田市野田町3-13-2	(代) 072-439-3061	072-439-3601	8-303-8920
阪南港湾事務所		岸和田市湊緑町4-10	(代) 072-439-5261		8-240-384-8900
泉佐野保健所	企画調整課	泉佐野市上瓦屋583-1	(代) 072-462-7701		8-240-627-8900

3. 府警察

機関名	通用窓口	所在地	電話番号		大阪府 防災行政無線番号
			昼間	夜間	
府警本部	警備部 警備課	大阪市中央区大手前3-1-11	(代) 06-6943-1234	06-6943-1234	8-830-8986
泉佐野警察署	警備課	泉佐野市上町2-1-1	(代) 072-464-1234	072-464-1234	
関西空港警察署	警備課	泉南郡田尻町泉州空港中1	(代) 072-456-1234		

4. 町

機関名	通用窓口	所在地	電話番号		大阪府 防災行政無線番号
			昼間	夜間	
田尻町役場	危機管理担当	泉南郡田尻町嘉祥寺375-1	(直) 072-466-5009	072-466-1000	8-538-8900
泉州南広域消防本部		泉佐野市りんくう往来北1-20	(代) 072-469-0119	072-466-0119	8-447-8900
泉州南消防組合 泉佐野消防署		泉佐野市りんくう往来北1-20	(代) 072-469-0119	072-466-0119	8-448-8900
泉佐野消防署 田尻出張所		泉南郡田尻町嘉祥寺385-2	(代) 072-465-0119	072-465-0119	

5. 他市町

機 関 名	通 用 窓 口	所 在 地	電 話 番 号		大阪府 防災行政無線番号
			昼 間	夜 間	
岸 和 田 市	危 機 管 理 部 危 機 管 理 課	岸和田市岸城町7-1	(代) 072-423-2121 (直) 072-423-9437	072-423-2121	8-502-8900
貝 塚 市	都 市 政 策 部 危 機 管 理 課	貝塚市畑中1-17-1	(代) 072-423-2151 (直) 072-433-7392	072-423-2151	8-508-8900
泉 佐 野 市	市 民 公 室 市 民 協 働 課	泉佐野市市場町1-295-3	(代) 072-463-1212 (直) 072-464-3720	072-463-1212	8-513-8900
泉 南 市	総 合 政 策 部 危 機 管 理 課	泉南市樽井1-1-1	(代) 072-483-0001 (直) 072-479-3601	072-483-0001	8-528-8900
阪 南 市	市 長 公 室 危 機 管 理 課	阪南市尾崎町35-1	(代) 072-471-5678	072-471-5678	8-532-8900
熊 取 町	企 画 部 危 機 管 理 課	泉南郡熊取町野田1-1-1	(代) 072-452-1001 (直) 072-452-9017	072-452-1001	8-537-8900
岬 町	まちづくり戦略室 危 機 管 理 担 当	泉南郡岬町深日2000-1	(代) 072-492-2759	072-492-2001	8-539-8900

6. 指定公共機関及び指定地方公共機関等

機 関 名	通 用 窓 口	所 在 地	電 話 番 号		大阪府 防災行政無線番号
			昼 間	夜 間	
泉 佐 野 郵 便 局	総 務 課	泉佐野市上町2-8-45	(代) 072-462-0400		
西日本電信電話(株) 大 阪 支 店	設 備 部 災 害 対 策 室	大阪市中央区馬喰町2-5-15	(直) 06-6120-4771	局番なし 113	8-240-835
大 阪 ガ ス (株) 導 管 事 業 部 南 部 導 管 部	保安指令センター	堺市堺区住吉橋2-2-19	(代) 072-238-2375		
関 西 電 力 (株) 岸 和 田 営 業 所		岸和田市藤井町3-4-4	(代) 072-424-0024		
南海電気鉄道(株) 泉 佐 野 駅		泉佐野市上町3-11-41	(代) 072-462-0153		
新関西国際空港(株)	安 全 推 進 室 総 合 企 画 G	泉佐野市泉州空港北1	(直) 072-455-2078	072-455-2305	8-240-847-8900
(一社) 泉佐野 泉 南 医 師 会	事 務 局	泉佐野市湊1-1-30	(代) 072-464-7400		

1-3 防災会議条例

田尻町防災会議条例

制 定 昭和 37 年 9 月 26 日 条例第 38 号

最近改正 平成 25 年 7 月 1 日 条例第 19 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、田尻町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 田尻町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、33 人以内とし、次に掲げるものをもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が委嘱する者
 - (2) 本町の区域を実務担当区とする陸上自衛隊の職員のうちから町長が委嘱する者
 - (3) 大阪府の知事の部局の職員のうちから町長が委嘱する者
 - (4) 大阪府警察の警察官のうちから町長が委嘱する者
 - (5) 町長がその部内の職員のうちから任命する者
 - (6) 教育長
 - (7) 泉州南消防組合消防長及び消防団長
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が委嘱する者
 - (9) 指定公共機関または指定地方公共機関の職員のうちから町長が委嘱する者
 - (10) その他町長が委嘱する者
- 6 前項第 1 号から第 4 号まで及び第 8 号から第 10 号までの委員の任期は 2 年とし、再任は妨げない。ただし、補欠の委員の任期はその前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、町の職員、関係公共機関の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第5条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指命する。

3 部会に部会長を置き、会長の指命する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指命する者がその職務を代理する。

(議事等)

第6条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に図って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

1-4 防災会議委員名簿

【平成27年3月1日現在】

区 分	役職名
会 長	町 長
1 号 委 員	岸和田海上保安署長
2 号 委 員	陸上自衛隊第37普通科連隊 第1中隊長
3 号 委 員	大阪府岸和田土木事務所 泉南地域防災監
	大阪府港湾局 阪南港湾事務所長
	岸和田土木事務所長
	大阪府泉佐野保健所長
4 号 委 員	大阪府泉佐野警察署長
5 号 委 員	田尻町副町長
	田尻町総務部長
	田尻町民生部長
	田尻町住民部長
	田尻町事業部長
6 号 委 員	田尻町教育長
7 号 委 員	泉州南消防組合消防長
	田尻町消防団長
8 号 委 員	和歌山大学教育学部教授 防災研究教育センター長
	田尻町地区連合会長
	吉見地区会代表 地区長
	嘉祥寺地区会代表 地区長
	りんくう地区会代表 地区長
9 号 委 員	西日本電信電話株式会社 大阪支店設備部長
	関西電力株式会社 岸和田営業所長
	大阪ガス株式会社 導管事業部南部地区保安統括
	南海電気鉄道株式会社 泉佐野駅長
	新関西国際空港株式会社 安全推進室防災企画グループリーダー
10 号 委 員	一般社団法人泉佐野泉南医師会副会長
	田尻町社会福祉協議会長
	田尻町婦人会長

1-5 災害対策本部条例

田尻町災害対策本部条例

制 定 昭和37年9月26日 条例第39号

最近改正 平成25年3月22日 条例第19号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、田尻町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け災害対策本部長に事故があるときはその職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和37年10月1日から施行する。

附 則（平成8年3月28日条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月22日条例第19号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

1-6 部長会規程

田尻町部長会規程

制 定 昭 和 2 1 年 4 月 1 3 日 訓 令 第 5 号

(設置)

第1条 本町行政の能率的執行を図るため、行政運営の基本方針を審議するとともに、行政部門間の総合調整を行うことを目的に、田尻町部長会（以下「部長会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この規程において「部長等」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 田尻町事務分掌条例施行規則（平成15年規則第5号）第8条第1項に規定する部長並びに同条第2項に規定する理事
- (2) 田尻町教育委員会事務局事務分掌規則（平成13年教育委員会規則第3号）第4条第1項に規定する教育次長並びに同条第2項に規定する理事
- (3) 田尻町議会事務局規程（平成13年議会規程第3号）第2条第1項に規定する事務局長

(構成及び関係職員の出席)

第3条 部長会は、町長、副町長、教育長、会計管理者及び部長等をもって構成する。

- 2 部長会は、町長が主宰する。ただし、町長が不在のとき又は事故があるときは、副町長が代行する。
- 3 町長は、必要があると認めるときは、関係職員を出席させ、その意見又は説明を求めることがある。

(付議案件)

第4条 部長会に付議する案件は、審議事項又は報告事項とする。

2 審議事項として付議すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 町政運営の基本方針に関する事項
- (2) 総合計画及び重要事業計画に関する事項
- (3) 予算編成方針に関する事項
- (4) 重要な条例の制定及び改廃に関する事項
- (5) 部局等相互間の総合調整に関する事項
- (6) 前各号のほか、町政運営上町又は町民に重大な影響を及ぼす事項

3 報告事項として部長等が報告しなければならない事項は、次のとおりとする。

- (1) 重要な事務事業の執行状況に関する事項
- (2) 町政運営上重要な国及び府の動向に関する事項
- (3) 全庁的に周知を必要とする事項
- (4) 前各号のほか、必要と認める事項

(付議手続)

第5条 部長会に案件を付議しようとする者は、当該案件に資料を添えて、総務部長に提出しなければならない。ただし、緊急を要する案件については、この限りでない。

(会議の開催)

第6条 部長会は、原則として毎月第1、第3水曜日に開催する。ただし、町長が必要と認めるときは、臨時に開催することができる。

(会議の結果の通知等)

第7条 部長会の構成員は、会議の結果について、速やかに所属職員に指示又は通知するものとし、指示又は通知を受けた者は、直ちに必要な処理を行わなければならない。

(庶務)

第8条 部長会の庶務は、総務部秘書課において行う。

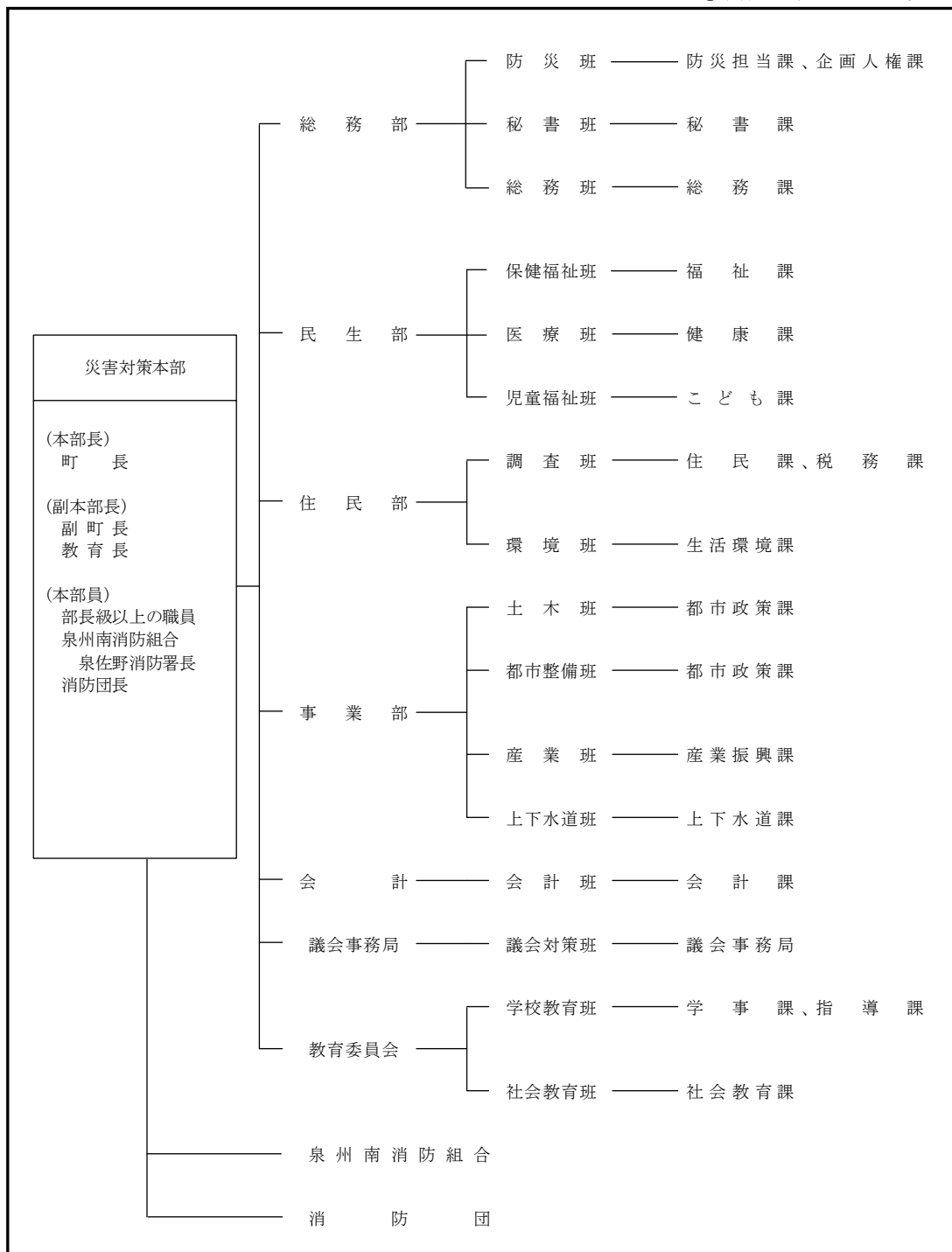
附 則

この規程は、公布の日から施行する。

1-7 災害対策本部組織表

田尻町災害対策本部組織表

【平成27年3月1日現在】



※ 人命救助班は、防災担当課・秘書課・企画人權課・総務課・福祉課・健康課・こども課・住民課・税務課・生活環境課・会計課で組織する。

※ 食糧配給班は、防災担当課・住民課で組織する。

1-8 災害対策本部事務分掌

田尻町災害対策本部事務分担任表

【本部長】町長

【副本部長】副町長、教育長

【本部長】部長級以上の職員、泉州南消防組合泉佐野消防署長、消防団長

部(課)名	班名	事務分担任
総務部	防災班 (防災担当課) (企画人権課)	1. 配備指令、本部命令の伝達 2. 職員の動員及び調整 3. 災害情報の収集及び報告 4. 補外状況の総括 5. 自主防災組織との連絡調整 6. 泉州南消防組合、田尻町消防団との連絡調整 7. 大阪府等への報告及び調整 8. 泉佐野警察署との連絡調整 9. 連絡通信網の確保(防災行政無線の運用を含む。) 10. どの部署の業務にも属さない業務の担当部署の判断に関する事 11. 災害救助法の適用 12. 自衛隊の波形要請 13. 避難所の開設、収容の指示及び情報収集 14. 応援協定締結業者との連絡調整 15. 広報活動と広報関係機関との連絡調整 16. 被災住民からの陳情及び相談の対応
	秘書班 (秘書課)	1. 職員の現状把握 2. 職員の給与及び給食に関する事 3. 災害対策を実施するための必要な労働者等の確保 4. 町長等の被害地視察及び慰問に関する事 5. 災害見舞の対応 6. 関係機関等の被害地視察の対応
	総務班 (総務課)	1. 庁舎の警備及び管理 2. 庁舎内における来庁者の避難誘導 3. 町有財産の被害調査のとりまとめ 4. 一時避難希望者の受入れ(別館2階) 5. 車輛の確保、配車、管理、輸送機関に関する事 (町所有車両に関する事) 6. 緊急輸送車両に関する事(町所有車両以外) 7. 災害の予算に関する事 10. 災害救助費の請求と精算事務に関する事

部（課）名	班 名	事 務 分 担
民 生 部	保健福祉班 (福 祉 課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 課所管施設の警戒、被害調査及び応急対策 2. 災害時要援護者の避難支援に関すること 3. 社会福祉施設の被害調査 4. 福祉避難所との連絡調整（避難所への職員派遣無し） 5. 町社会福祉協議会との連絡調整（社協への職員派遣有り） 6. 大阪府（岸和田子ども家庭センター等）との連絡調整 7. 災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援護資金に関すること
	医 療 班 (健 康 課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 医療機関、保健所及び医師会等との連絡調整 2. 医療機関の被害状況調査 3. 医療機関への収容及び予防衛生に関すること
	児童福祉班 (こども課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 園児等の保護に関すること 2. 課所管施設の警戒、被害調査及び応急対策 3. 乳幼児世帯用避難スペースの確保の検討
住 民 部	調 査 班 (住 民 課) (税 務 課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時の火葬許可証の発行に関すること 2. 住基、戸籍データ等の被害調査及び復旧に関すること 3. 土地、家屋等の被害調査、報告に関すること 4. 災害状況の記録、保管（写真等） 5. 罹災証明の発行 6. 被災者に対する町税の減免、徴収猶予等の措置
	環 境 班 (生活環境課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 課所管施設の警戒、被害調査及び応急対策 2. 清掃施設組合との連絡調整 3. し尿及びごみ処理に関すること 4. 防疫資材の管理及び調達 5. 浸水地帯の防疫に関すること 6. 仮設トイレの設置に関すること 7. 遺体の収容、安置、埋（火）葬に関すること
事 業 部	土 木 班 (都市政策課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 道路、橋梁等公共土木施設の警戒、被害調査及び応急対策に関すること（障害物の除去を含む） 2. 水門等の被害調査及び開閉に関すること 3. 町営住宅の被害調査及び応急対策 4. 町内危険箇所並びに災害予想地域の警報及び応急対策 5. 大阪府（岸和田土木事務所等）との連絡調整に関すること 6. 道路情報の収集及び交通規制に関すること 7. 災害応急資材の調達及び支給 8. 水防活動及び指揮 9. ライフライン（関電、NTT等）の復旧交渉

部（課）名	班 名	事 務 分 担
事 業 部	都市整備班 (都市政策課)	1. 土木建築業者への協力依頼 2. 被災建築物応急危険度判定士の受入れ 3. 応急仮設住宅（みなし仮設住宅を含む）に関すること
	産 業 班 (産業振興課)	1. 農業施設の警戒、被害調査及び応急対策 2. 農水産・商工関係の被害調査及び応急対策 3. 大阪府（泉州農と緑の総合事務所等）、土地改良区、その他関係機関との連絡調整 4. 災害関連諸物資の調達及び配分計画に関すること 5. 災害関連融資制度（商工関係）に関すること
	上下水道班 (上下水道課)	1. 上下水道施設の警戒、被害調査及び応急対策 2. 指定給水装置工事事業者との連絡調整 3. 応急給水用資材器具の調達確保 4. 断水時等の広報活動 5. 断水地区への臨時給水 6. 水質の管理及び飲料水の確保 7. 供給電力の復旧交渉 8. 水道事業災害関係資金の支出及び審査
会 計	会 計 班 (会 計 課)	1. 義援金、災害見舞金の受付、保管、支出及び記録に関すること 2. 災害関係資金の支出及び審査
議会事務局	議会对策班 (議会事務局)	1. 町議会議員との連絡に関すること
教育委員会	学校教育班 (学 事 課) (指 導 課)	1. 児童、生徒の避難、誘導及び安全確保 2. 課所管施設の警戒、被害調査及び応急対策 3. P T A等教育関係団体との連絡調整 4. 発災時の臨時休校、授業短縮等の措置及び避難計画 5. 発災後の授業（給食含む）再開等に関する連絡調整
	社会教育班 (社会教育課)	1. 課所管施設の警戒、被害調査及び応急対策 2. 社会教育団体との連絡調整 3. 遺体の収容及び安置所の開設（公民館） ※葬祭場で収容しきれない場合のみ
その他	人命救助班 (関係各課)	1. 行方不明者の捜索及び死体の収容、埋（火）葬に関すること
	食糧配給班 (防災担当課) (住 民 課)	1. 食料品の調達及び配給計画に関すること 2. 炊き出し記録整理簿等庶務に関すること 3. 避難所の管理と収容者に対する食糧及び物資の給与に関すること

1-9 配備体制及び配備職員数

【平成27年3月1日現在】

体制等		警戒配備体制	災害警戒本部体制	災害対策本部体制	
部局等名	課等名	レベル1配備	レベル2配備	班名	レベル3配備 (全職員)
総務部	防災担当課	3	3	防災班	3
	企画人權課	—	1		5
	秘書課	1	1	秘書班	4
	総務課	1	3	総務班	6
民生部	福祉課	2	5	保健福祉班	8
	健康課	1	3	医療班	6
	こども課	4	5	児童福祉班	19
住民部	住民課	—	2	調査班	8
	税務課	1	3		6
	生活環境課	1	4	環境班	9
事業部	都市政策課	2	7	土木班 都市整備班	7
	産業振興課	2	4	産業班	4
	上下水道課	2	7	上下水道班	7
会計	会計課	—	2	会計班	2
議会事務局	議会事務局	1	1	議会対策班	2
教育委員会	学事課	2	3	学校教育班	6
	指導課				3
	社会教育課	1	2	社会教育班	5
配備人数合計		24	56		110

泉州南消防組合	泉州南消防組合の計画による
---------	---------------

職員配備体制	
警戒配備体制（レベル1配備）	
1）災害発生の恐れがある気象予報が発表されたとき	
2）町域（隣接市を含む）において震度4を観測したとき	
災害警戒本部体制（レベル2配備）	
1）町域（隣接市を含む）において震度4を観測し、小規模な災害が発生したとき	
2）大雨、暴風、洪水、高潮の警報が発表され、かつ町長が必要と認めたとき	
3）災害発生の恐れがあるが、時間、規模等の推測が困難なとき、または小規模な災害が発生したとき	
4）津波警報が発表されたとき	
5）津波による災害の発生が予測され、対策を要すると認められたとき	
6）その他、特に町長が必要と認めたとき	
災害対策本部体制（レベル3配備）	
1）町域（隣接市を含む）において震度5弱以上を観測したとき	
2）大規模の災害が発生し、もしくは発生の恐れがあるとき、または被害が甚大と予測されるとき	
3）府域において、特別警報（大津波警報を含む）が発表されたとき	
4）津波による大規模な災害の発生が予測され、対策を要すると認められるとき	
5）その他、特に町長が必要と認めたとき	